公益財団法人日本動物愛護協会　飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金交付要綱

（目的）
この要綱は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不妊手術または去勢手術（以下「不妊去勢手術」という）を実施する者に対し、その手術費用の一部を助成することにより、猫が不必要に繁殖することを防止し、望まれない命の誕生による殺処分数を着実に減らし、人と動物が共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（助成対象手術）
不妊（卵巣または卵巣と子宮を摘出することをいう）または去勢（精巣を摘出するこという）手術に交付する。
地域猫、飼い主のいない猫は、再手術等を防止するための耳カット手術を施すこと。

（対象とする動物）
獣医師が手術を行える年齢と判断した、国内で飼育もしくは生息する飼い主のいない猫。

（助成対象となる個体数）
各年度において 1 世帯（団体）につき、春 5 頭まで、秋 5 頭までの年間計 10 頭とし、耳カットをした写真を添付すること。

（助成の交付額）
不妊手術　　猫 1 頭につき　10,000 円
去勢手術　　猫 1 頭につき　 5,000 円
ただし、支払った手術費用の額が交付額を下回る場合は当該支払った額とする。

（交付の申請）
助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飼い主のいない猫の手術後に下記の書類等をそろえ、公益財団法人日本動物愛護協会に提出する。
郵送のみ受け付ける。
申請受付期間は、年度毎とする。（4 月から翌 3 月まで）
※助成金振込みの都合上、3 月 1 日受付分より新年度申請とする。

・申請書
・手術証明書
・手術費用領収書（原本）

・請求書
・郵便はがき　１枚（申請者の住所・氏名記入済のもの）
・術前術後の耳カット写真

（審査および交付決定）
本協会は申請書を受理し、厳正な審査のうえ抽選にて交付を決定する。抽選結果を申請者にハガキにて通知する。
※助成金振込みの都合上、3 月 1 日受付分より新年度申請とする。

（交付）
申請月の翌々月末までに、指定の口座に振込む。
申請者と同一名義の口座のみ有効とする。

（決定の取り消しおよび助成金の返還）
申請者が虚偽またはその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

附則
この要綱は、2016 年 1 月 1 日より施行する。
2016 年 10 月 1 日改訂施行。
2023 年 2 月 1 日改訂施行。